

○ 旅館業営業許可申請書等記載事項変更 提出書類一覧	根拠法令等	備考
① 旅館業営業許可申請書等記載事項変更届	省令4-1 市細則7-1-(1)	様式あり (word)
② 法人の事務所所在地、名称または代表者を変更したときは、登記事項証明書（直近の内容で3ヶ月以内に発行されたもの）（原本を保健所でコピー）	市細則7-2-(2)	法務局で取得
③ 構造設備を変更したときは、変更後の構造設備を明示した平面図	市細則7-2-(1)	提出用をご準備ください。
④ 循環式浴槽を新たに設置したとき又は循環式浴槽に改造したときは、当該循環式浴槽の運用を開始した日から一箇月以内に実施する浴槽水の水質検査実施計画書	市細則7-2-(3)	
⑤ 客室・浴室等衛生管理責任者を変更したときは、客室・浴室等衛生管理責任者設置（変更）届	省令4-1 市細則3-2-11	様式あり (word)
変更後10日以内に届け出なければなりません。		
大規模な施設変更の場合、新規扱いになることがあります。		
全く別の法人が営業を引き継ぐ場合は、変更ではなく新規申請となります。（合併は除く）		